

## **自動販売機設置者公募 募集要項 (朝倉市甘木地域センター)**

朝倉市では、次のとおり自動販売機の設置者を募集します。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知した上で参加してください。

### **1 公募に関する事項**

#### **(1) 公募物件の概要**

物件番号	名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数	R5. 11. 1 ～R6. 10. 31 売上実績数 (本)
1	朝倉市 甘木地 域セン ター	朝倉市甘木 764 番地 21	地域セン ター東側 (屋外)	1. 9425 m <sup>2</sup> 奥行 1. 05m 幅 1. 85m 高さ 2. 69m	1	2, 519

\* 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分及び放熱余地を含みます。

\* 設置台数を超える台数の設置はできません。

\* 実績数は令和5年11月1日から令和6年10月31日までの直近1年間の売上実績数です。ただし、今後の売り上げ数を保証するものではありません。

\* 販売手数料には、消費税及び地方消費税を含みます。

\* 販売手数料のほか、別途行政財産使用料及び電気料の負担が必要となります。

\* 販売価格は、標準小売価格を超えないこととします。

#### **(2) 使用許可期間**

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

ただし、必要性や使用状況を勘案して支障がないと市長が認める場合は、公募条件を変更しないことを前提に、最大2年間更新することができます。

(最長使用許可期間 3年間)

#### **(3) 用途**

自動販売機（アルコール分を含まない飲料水）の設置・運営に限るものとします。

#### **(4) 行政財産使用料、販売手数料及び電気料・その他経費負担**

##### **① 行政財産使用料**

朝倉市行政財産使用料条例（下記）により算出し、市長が定める方法にて指定した額を、指定した期日までに納付すること。

参考 令和5年度行政財産使用料（年額）

公募物件	使 用 料
①	2,053 円

※使用料算定式=（課税台帳価格×0.04）×（使用面積÷敷地面積）

② 販売手数料

- ・最低販売手数料率は、1箇月の総売上の3%以上とします。
- ・販売手数料は当該月分を翌月末までに納付すること。
- ・販売手数料に1円未満の端数が出た際は、切捨とすること。

③ 電気料

- ・自動販売機設置に伴う電気料については、別表に定める算定方式により算出し、当該月分を翌月末までに納付すること。

④ その他経費負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費等は設置者の負担とします。

(5) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別添「仕様書」のとおりとします。

## 2 公募参加資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。また、これら暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (3) 暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではないこと。
- (4) 自動販売機の設置・運営業務について、過去直近3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日）の間に本市並びに国、他の地方公共団体との契約を複数回以上にわたりて締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (5) 市税並びに申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 法人にあっては、福岡県内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあっては、福岡県内に居住し業を営んでいる者であること。
- (7) 下記3により、あらかじめ公募への参加申込をした者であること。

### 3 公募参加申込

公募に参加しようとする者は、期間内に応募申込書等必要な書類を提出する必要があります。

#### (1) 応募申込書等の受付期間及び受付場所

受付期間	配布・受付場所
令和6年11月27日（水）から	朝倉市役所3階 総務部 総務財政課
令和6年12月9日（月）まで	（電話）0946-28-7604
※土日祝を除く9時から17時まで	

※提出書類は、朝倉市役所3階総務財政課コミュニティ推進係窓口に準備しています。

また、朝倉市HPからもダウンロードできます。

#### (2) 提出書類

番号	提出書類	法人	個人
①	自動販売機設置に係る応募申込書（様式1）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
②	誓約書（様式2）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
③	見積書（様式3）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
④	営業所一覧表（様式4）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑤	役員等調書及び照会承諾書（様式5）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑥	使用印鑑届（様式6）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑦	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
⑧	住民票		<input checked="" type="radio"/>
⑨	自動販売機設置の実績調書（様式は任意）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑩	設置する自動販売機のカタログ（外観及び仕様が確認できるもの）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑪	朝倉市税の滞納がないことの証明書（朝倉市内に事業所がある場合のみ）	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑫	申告所得税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
⑬	委任状（様式10）	<input type="radio"/>	

\*⑦、⑧、⑪、⑫、については、発行後3箇月以内のものとします。（写し可）

\*⑨については、自動販売機の設置・運営業務について、過去直近3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日）の間に本市並びに国、他の地方公共団体との契約を複数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者であることの具体的な実績を記載してください。

#### (3) 提出方法

申請書等受付期間内に上記受付場所へご持参またはご郵送ください。

#### (4) 応募申込書等必要書類の審査

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる申込者に対してはその旨を通知します。この通知を受けた申込者は、この選考に参加することができません。

当該審査の結果は、不適合の場合のみ、令和6年12月11日（水）までにご連絡します。

なお、設置予定の自動販売機が1（5）に定める仕様に適合しないと認められる場合は、公募参加者に対し、機種変更を指示する場合があります。

#### 4 選考

##### （1）選考日

予定日時：受付締め切り後、速やかに行います。

##### （2）設置予定者の決定

①最高の%をもって見積をしたものを設置予定者とします。ただし、同率の見積をした者が2者以上あるときは、「くじ」により設置予定者を決定します。なお、「くじ」による抽選となった場合は、辞退はできません。「くじ」の日程は、後日通知します。

② 設置予定者に決定した場合、設置予定者名及び販売手数料率を応募者全員にお知らせします。

##### （3）選考の無効

次の各号の一つに該当する見積は無効とします。

- ① 公募参加資格を有しない者がした見積。
- ② 談合又は不正手段により見積したとき。
- ③ 見積者又はその代理人が同一見積事項に2以上の見積をしたとき。
- ④ 見積書の%、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない見積。
- ⑤ 本市から交付される「見積書」以外の様式を使用した見積。
- ⑥ 見積者の記名押印のないとき。（代理人による見積の場合は社印（実印）不要）
- ⑦ その他、朝倉市契約に関する規則に違反し、又は市長の定める見積条件に違反して見積したとき。

##### （4）留意事項

- ① 契約は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り見積を辞退することができます。その場合は、辞退届（様式7）を、受付期間内に提出してください。

#### 5 契約

##### （1）契約の締結

- ① 選考日の翌日から起算して7日以内に契約書を取り交わします。
- ② 設置者に決定した者が契約を締結しない場合は、その決定は効力を失うものとします。この場合、今後3年間、朝倉市の自動販売機設置の公募への参加はできま

せん。

- ③ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式8）を朝倉市役所3階総務部総務財政コミュニティ推進係（Tel0946-28-7604）に提出してください。
- (2) 行政財産使用許可  
設置者に決定した者は、令和6年12月18日（水）までに行政財産使用許可申請書を提出すること。

## 6 自動販売機の設置

令和7年1月1日からとします。

## 7 質疑の受付

12月4日（水）15時までファックスでのみ本件に関する質問を受け付けます。  
質問票は、様式9を使用してください。  
(質問を受け付けるファックス番号：0946-22-1118)

## 8 その他

- (1) 現地（設置個所）確認  
必ず現地確認をしてください。その際は、事前に甘木地域センター（Tel0946-22-2117）と日程調整を行ってください。
- (2) その他
  - ① 本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治施行令（昭和22年政令第16号）及び朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号）の定めるところによるものとします。
  - ② 朝倉市甘木地域センターは毎月第3日曜日及び12月29日から翌年1月3日までが休館日です。
  - ③ 公募に関する事務手続きに要する一切の費用については、申請者の負担となります。

別表

区分	算定
電気料	<p>電気料については、設置する個機ごとに計量機器（子メーター）を取り付け、実費を支払うものとする。</p> <p>計量機器（子メーター）等により下記のとおり算出する。</p> <p>当該子メーターが接続する親メーターにより、市が支払う電気料月額総額 × </p> <p style="text-align: right;">当該子メーターが表示する 月間消費電力量</p> <p style="text-align: right;">当該親メーターが表示する 月間消費電力量</p>